

税収から見る 本市の財政構造

※ 本資料の市税に関する数値は、特に年度の記載がない場合、令和元年度ベースの数値で検証している。

1

分析に当たっての考え方

【検証内容】

本市の税収は、市民一人当たりで他都市と比較すると、低い水準にあり、税収構造が脆弱であると考えられるが、課税客体当たりなどで比較するとどのような状況にあるのか。

- 本市では、市民一人当たり税収が低い⇒市民一人当たりに投じることができる金額が少ない^注⇒他都市と比べて歳入歳出のバランスを保ちにくい財政構造となっている。

注 標準的な市民サービスに係る費用については、自治体の規模によらず税収と地方交付税等とで必要額を賄っているが、本市独自の事業に投じることができる財源が少ないということである。個人市民税や固定資産税等は留保財源となる25%（概算）、法定外税や超過課税分等は100%が独自の事業に投じることができる財源となる。

- 上記検証により、課税客体当たりで低くない負担をしているとすれば、**課税客体当たりでは他都市と比べても低くない市税を負担している中で、本市では、今後どのように歳入歳出のバランスを保っていかなければならないのか。**

2

- 1 本市の税収構造（概要）
- 2 市民一人当たりと課税客体当たりとの比較
 - ①個人市民税
 - ②固定資産税
- 3 まとめ

本市の税収構造（概要）

主な市税の種類とその内容（用語説明）

個人市民税・・・前年に所得のある「個人」にかかる税

※税金を負担する能力のある人すべてが均等の税額を納める「均等割」と、その人の所得に応じて納める「所得割」で構成

法人市民税・・・事務所や事業所などがある「法人」にかかる税

※法人の規模（資本金等や従業員数）に応じて課税される「均等割」と、法人税の額に応じて課税される「法人税割」で構成

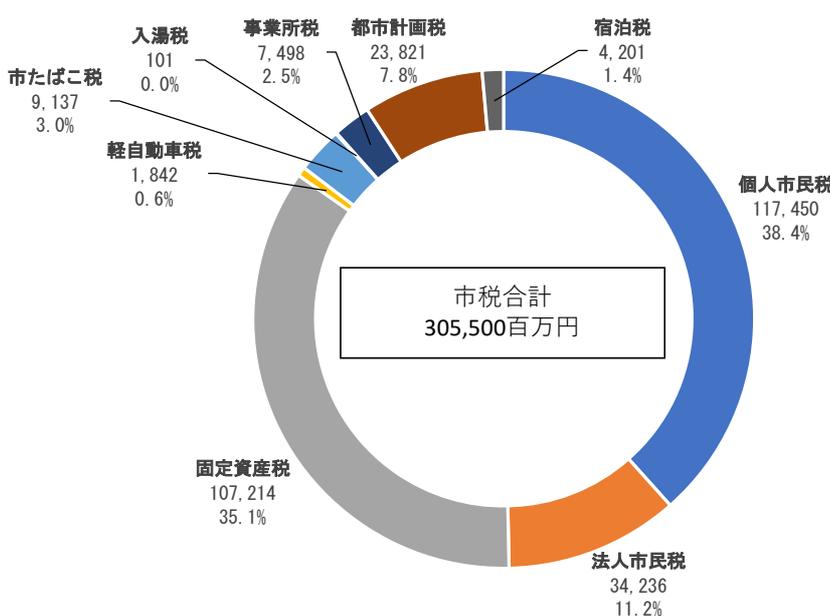
固定資産税・・・「土地」「家屋」「償却資産^注」の所有者にかかる税

注：「償却資産」とは、製造機械やパソコンなど、土地・家屋以外で事業の用に供することができる資産のこと

5

本市の市税収入の内訳

【図1】市税収入の内訳（百万円，％）



単位：百万円，％

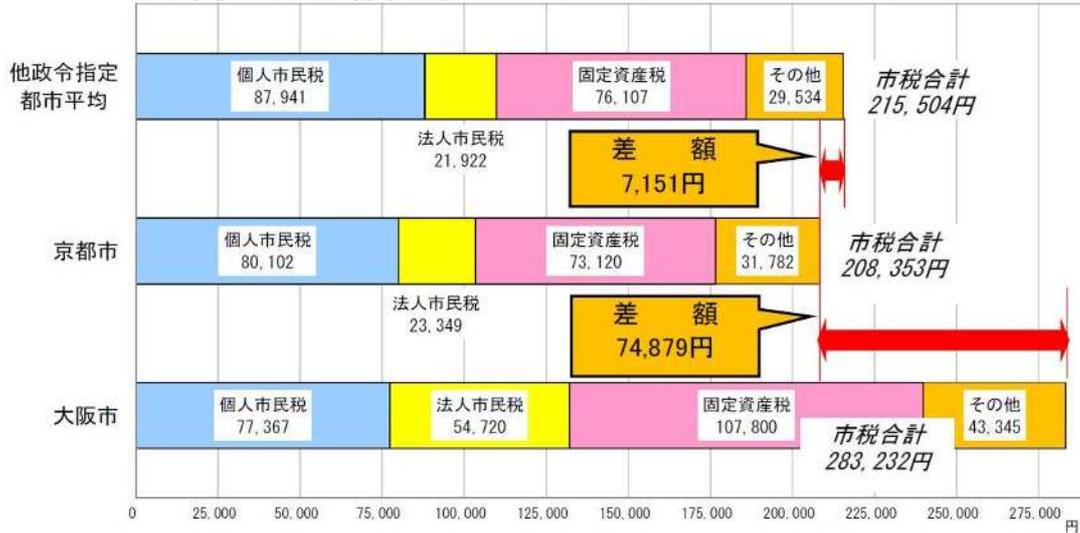
	決算額	市税合計に占める割合
個人市民税	117,450	38.4%
法人市民税	34,236	11.2%
固定資産税	107,214	35.1%
軽自動車税	1,842	0.6%
市たばこ税	9,137	3.0%
入湯税	101	0.0%
事業所税	7,498	2.5%
都市計画税	23,821	7.8%
宿泊税	4,201	1.4%
市税合計	305,500	

- 本市の税収は3,055億円
うち、
個人市民税1,175億円（38.4%）
固定資産税1,072億円（35.1%）
- 個人市民税と固定資産税だけで市税収入全体の7割を超えている（73.5%）。

6

市民一人当たりの市税収入（他都市比較）

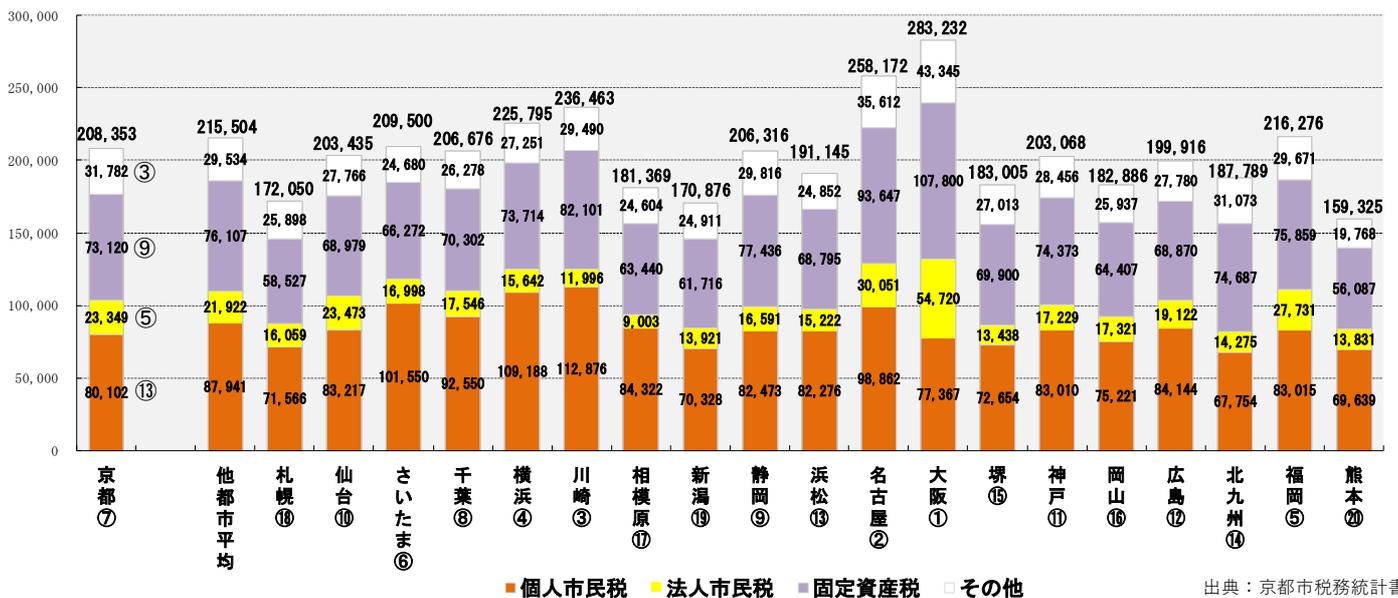
【図2】市民一人当たりの市税収入（他都市比較）



- 市民一人当たり税収は、他政令指定都市平均と比較すると△7,151円であり、本市の人口約147万人で換算すると105億円少ない状況である。
- 大阪市と比較すると、市民一人当たりの税収は△74,879円（大阪市より3割少ない）であり、本市の人口換算で1,098億円少ない状況である。

【参考①】市民一人当たりの市税収入（他都市比較）

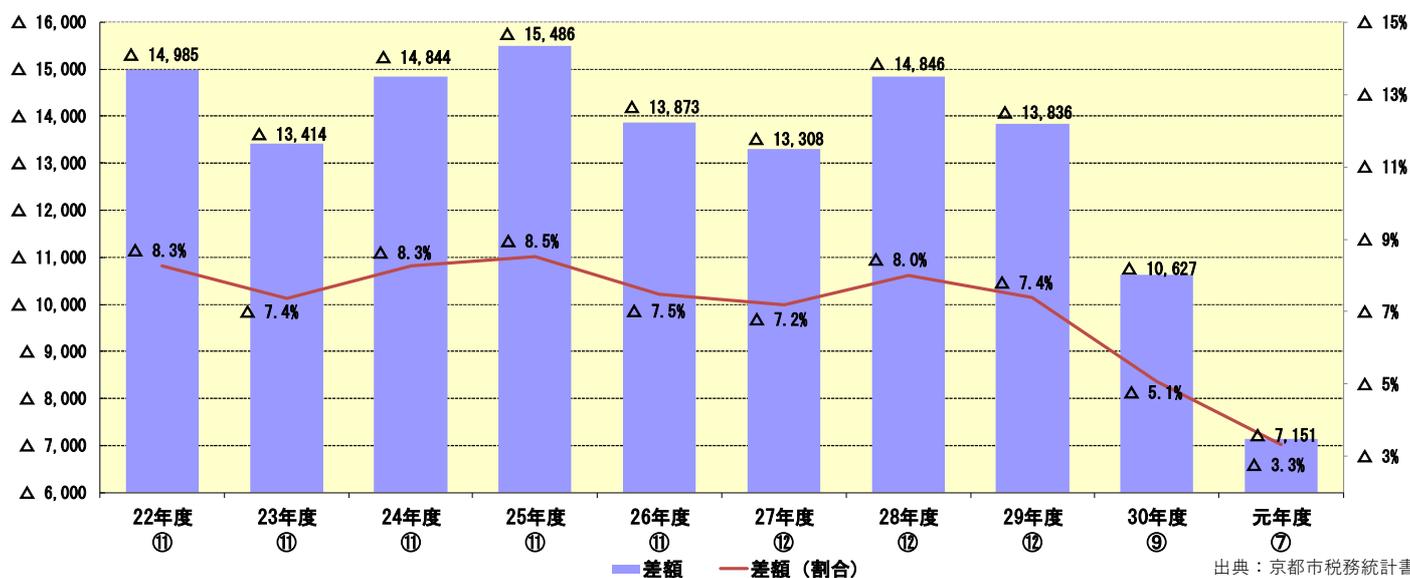
【図3】市民一人当たり市税収入の他都市比較（円）



- 本市の市民一人当たり市税収入は、20政令指定都市中7位となっている。一方で、市税に占める割合の大きい個人市民税や固定資産税については、それぞれ13位、9位と他都市と比べて低い水準にある。*平成30年10月導入の宿泊税はその他に含む。

【参考②】 市民一人当たりの市税収入（他都市比較）

【図4】京都市と他政令指定都市平均との市民一人当たり税収の差額の推移（円、％）



- 直近の10年間の推移を見ると、平成29年度までは京都市の市民一人当たり税収は、他都市平均と比較して13千円～16千円の間で推移していたが、平成30年度以降急激に差が縮小している。※年度の下○数字は本市の市民一人当たり税収の他都市順位
- これは、平成30年10月の宿泊税導入をはじめ、各種税収増の取組によって他都市平均の差が縮まっていると考えられる。9

市民一人当たりと 課税客体当たりとの比較

①個人市民税

11

個人市民税の概要

納税義務者：市内に住所がある人など

※毎年1月1日現在の状況で判断

税 率：均等割 市民税3,500円

所得割 市民税8%

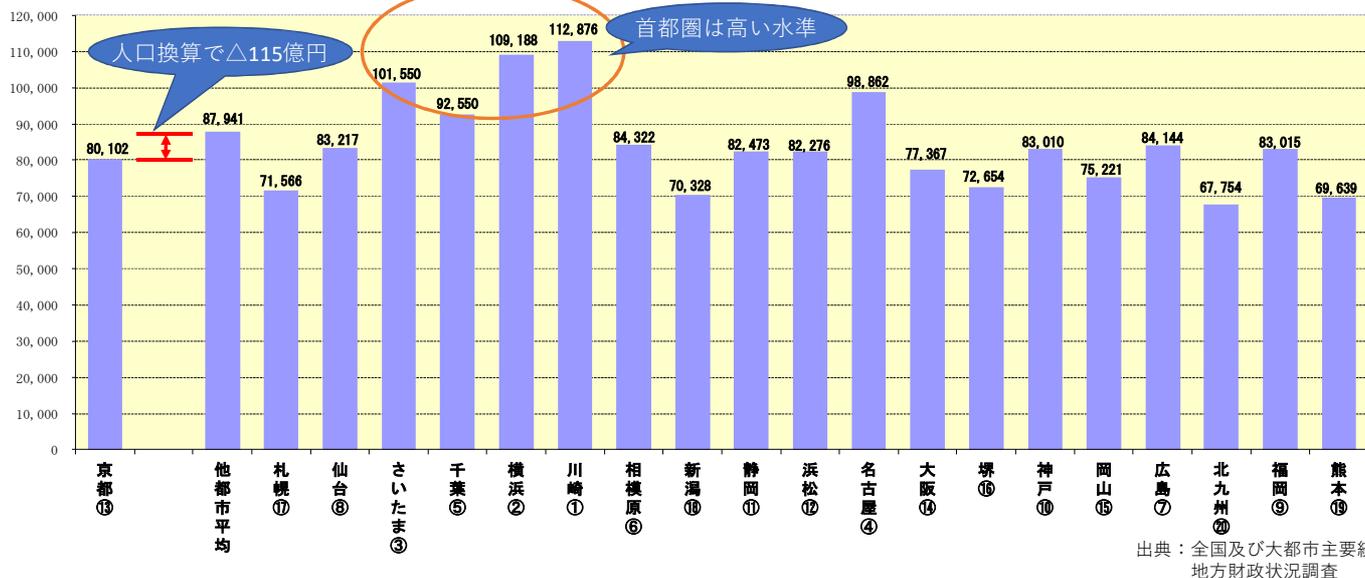
※前年の課税所得金額に上記税率をかける

課税されない人：生活保護法による生活扶助を受けている人や、前年の所得が一定水準以下の人など、地方税法に定められた要件に該当する人など

12

【人口等比較】個人市民税（市民一人当たりの税収）

【図5】市民一人当たり個人市民税収入額（円）

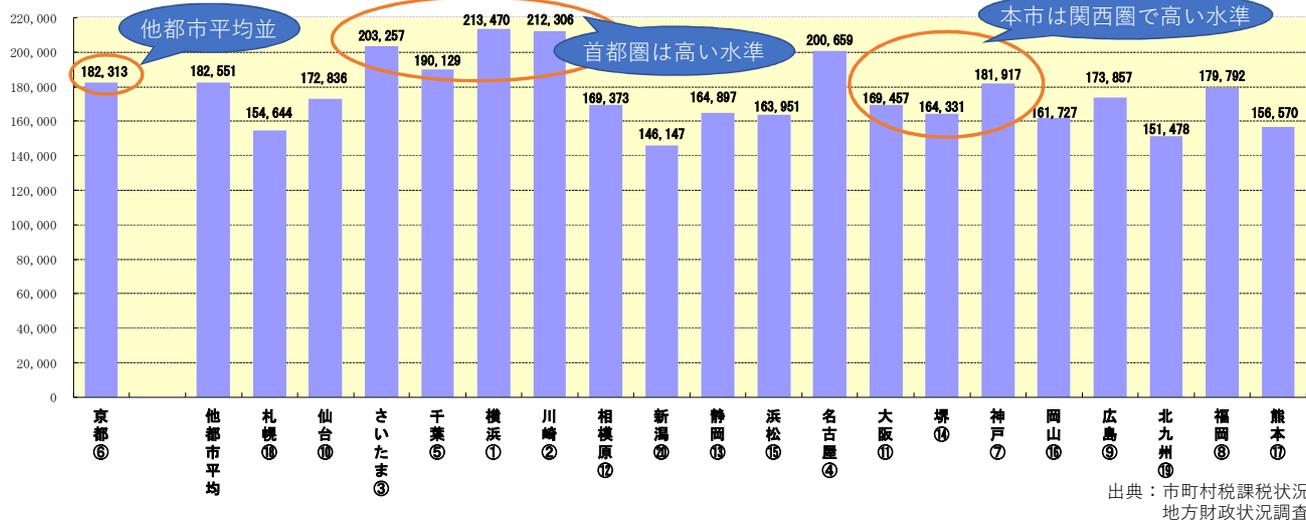


- 本市の市民一人当たりの個人市民税収入額は、20政令指定都市中13位に位置している。
- 対他都市平均と比較すると、△7,839円となっており、本市人口約14.7万人で換算すると、個人市民税収全体では約11.5億円少ない状況にある。

13

【課税客体比較】個人市民税（納税義務者一人当たりの税収）

【図6】所得割納税義務者一人当たり個人市民税所得割収入額（円）

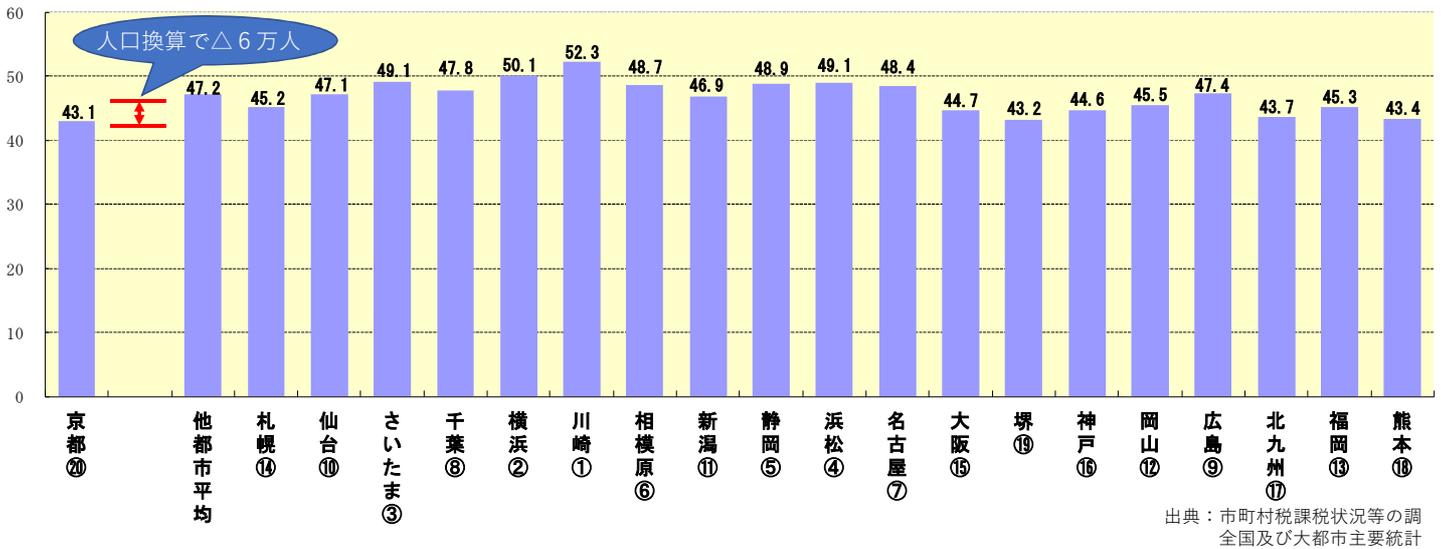


- 本市の納税義務者一人当たり収入額は6位に位置しており、本市よりも上位にいる都市は、名古屋市を除くすべての都市が首都圏の都市である。
- 近畿圏内の政令市（大阪市、神戸市、堺市）で比べても、本市は高い水準である。
- 首都圏の都市が水準を引き上げているため、本市の水準は他都市平均と比べると下回っているが、地方都市（札幌市や福岡市）と比べると低い水準ではない（首都圏以外で他都市平均を上回るのは名古屋市のみ）。

14

【個人市民税】構造分析①

【図7】人口に占める所得割納税義務者の割合（％）

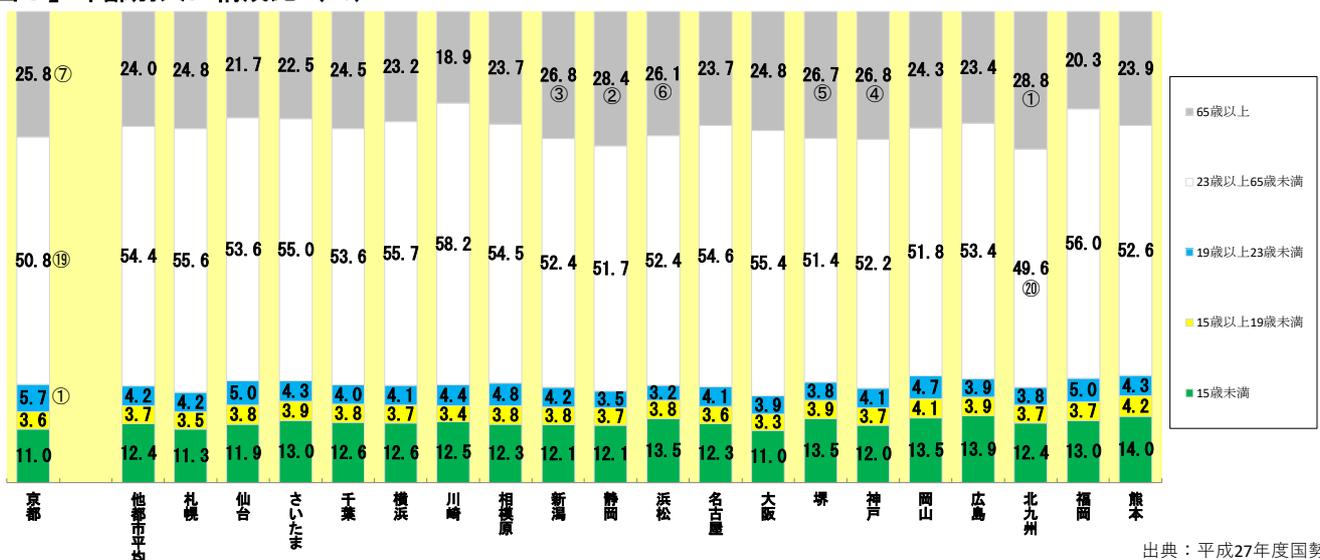


- 本市の人口に占める所得割納税義務者数の割合は、20政令指定都市中最下位に位置している。
- 対他都市平均と比較すると△4.1％となっており、本市人口換算で納税義務者が約6万人少ない状況にある。
- 仮に本市が他都市平均並みの納税義務者割合であり、この6万人が本市の納税義務者一人当たり個人市民税を納めている場合と比較すると、個人市民税収は約108億円少ない状況にある。

15

【個人市民税】構造分析②

【図8】年齢別人口構成比（％）



- 本市は人口に占める大学生層（19～22歳）や高齢層（65歳以上）の割合が他都市と比べて高く、結果的に一般的な就業層（23歳～64歳）の割合が低い（20政令指定都市中19位）。「一般的な就業層の割合が少ない＝人口に占める納税義務者の割合が少ない」と考えられ、市民一人当たり税収が他都市と比べて少なくなっていると思われる。
- 一般的な就業層の割合が高まれば、市民一人当たりの税収増につながると考えられる。

16

【参考①】 納税義務者数及び所得割納税義務者一人当たり所得の推移

【図9】 納税義務者数及び所得割納税義務者一人当たり総所得金額の推移（人，千円）



- 納税義務者数及び所得割納税義務者一人当たり総所得金額ともにこの5年間で右肩上がりとなっており、納税義務者数は約3万2千人（+5.1%）、一人当たり総所得金額は126千円（+3.8%）増加している。
- これらの伸びには様々な要因が考えられるが、所得水準の向上や共働き世帯の増加などにより向上してきたと考えられる。

17

【参考②】 課税標準額段階別納税義務者一人当たり総所得金額の伸び率

【図10】 納税義務者一人当たり総所得金額の伸び率（%）



- 納税義務者一人当たりの総所得金額については、近年、全体として増加傾向にあったため、個人市民税収の増加につながっている。
- これを課税標準額の階層別に比較すると、特に200万円以下の階層で安定して増加しており、幅広い層で所得が増加したとみられる。一方、700万円超の階層については、総じて増傾向ではあるが、伸び率が乱高下している。これは、この階層の幅に上限がないため、一部の高額所得者の影響を受けやすいことが原因と考えられる。

18

②固定資産税

19

固定資産税の概要

納税義務者：固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有する人

※毎年1月1日現在の状況で判断

※償却資産とは、製造機械やパソコンなど、土地・家屋以外で事業の用に供することができる資産のこと

税 率：1.4%

※固定資産の評価額などから算出した課税標準額に上記税率をかける

課税されない人：それぞれの固定資産の課税標準額の合計額が一定水準未満（免税点未満）の方

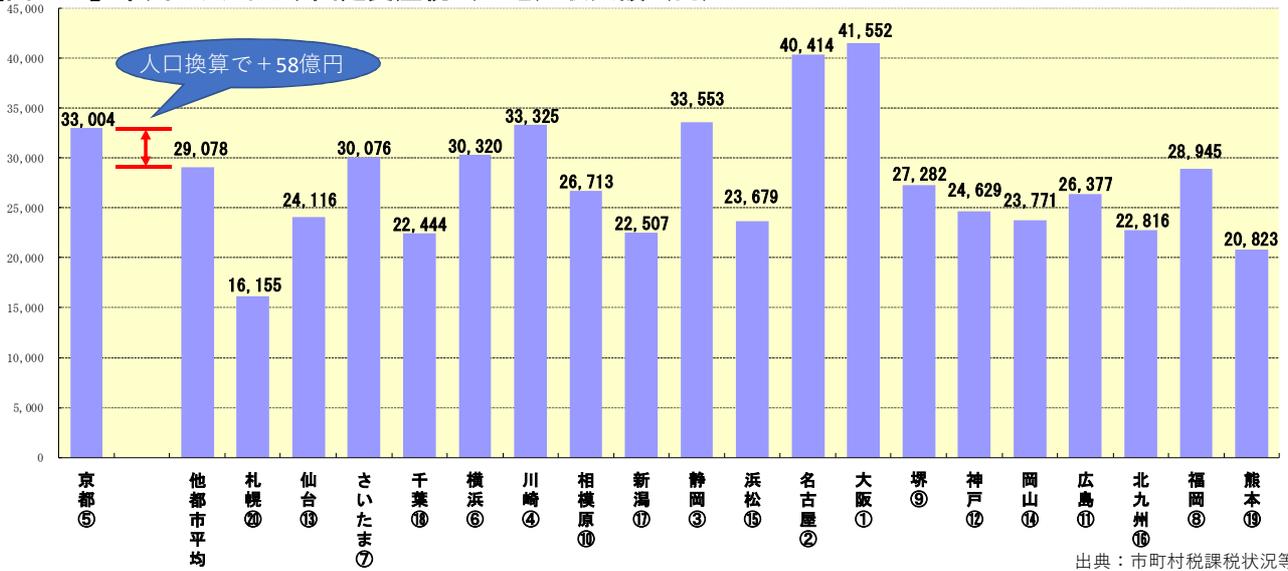
※土地30万円，家屋20万円，償却資産150万円が免税点

そ の 他：市街化区域内に所在する土地・家屋に対して，固定資産税に加えて都市計画税を課税

20

【人口等比較】固定資産税①（市民一人当たりの税収（土地分））

【図 1 1】市民一人当たり固定資産税（土地）収入額（円）



出典：市町村税課税状況等の調査
全国及び大都市主要統計

- 本市の市民一人当たりの固定資産税（土地分）収入額は、20政令指定都市中5位に位置している。
- 對他都市平均と比較すると、+3,926円となっており、本市人口約147万人で換算すると、固定資産税（土地分）では約58億円多い状況にある。

21

【課税客体比較】固定資産税①(市街化区域面積千ha当たり税収(土地分))

【図 1 2】市街化区域千ha当たり固定資産税（土地）収入額（百万円）



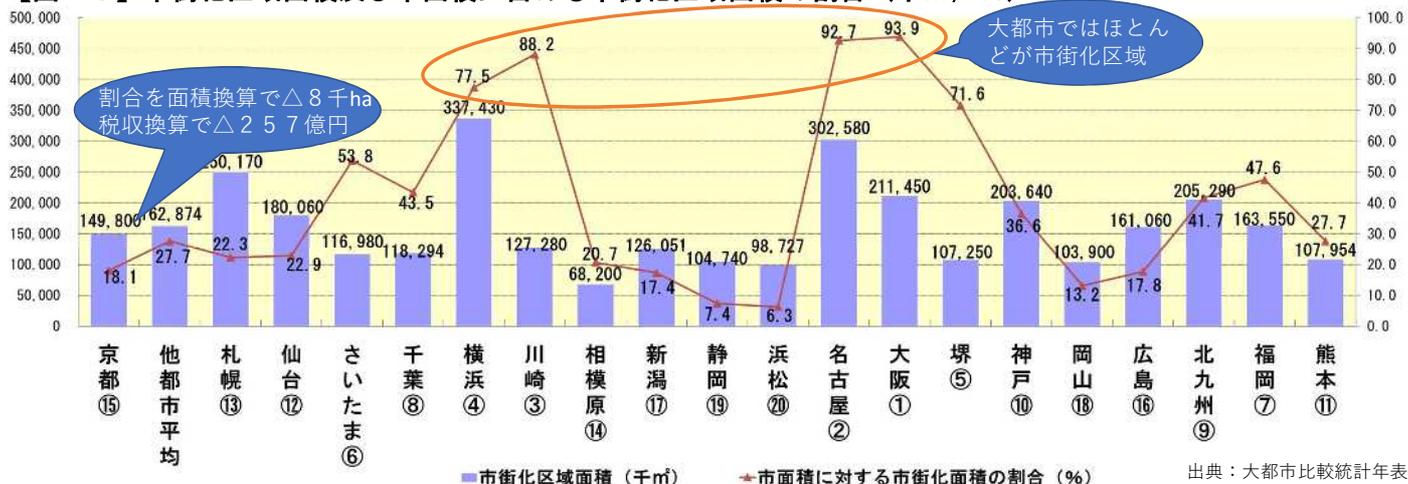
出典：大都市比較統計年表
地方財政状況調査

- 本市は5位に位置しており、本市よりも上位の都市は、首都圏以外では大阪市のみである。大阪市の税収は他都市平均の2倍以上、10億円台前半の都市が5市で、大阪市と北九州市では5倍以上の差があるなど、都市間の格差が大きい。
- 本市では、一般的に学校や歴史的資産などの非課税土地面積が多いと言われているが、近年の地価の上昇もあり、千ha当たりの税収を他都市平均と比較すると+8億円（約34%）上回っており、市街化区域面積で換算すると+123億円と高い水準にある。

22

【固定資産税（土地）】構造分析

【図13】市街化区域面積及び市面積に占める市街化区域面積の割合（千㎡，％）



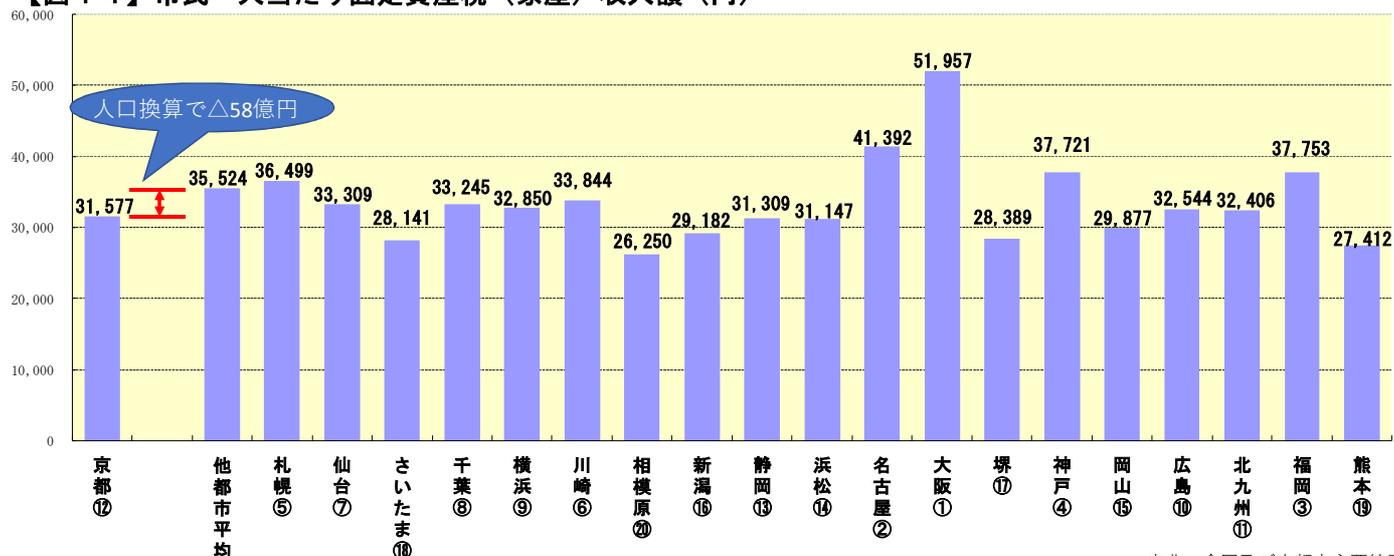
- 本市の市面積に対する市街化区域面積の割合は、20政令指定都市中15位に位置しており、市街化面積割合ベースで他都市平均との差を面積換算すると、本市は約8千ha（約80km²）少ない（北区：約95km²，伏見区：約62km²）。
- これを本市の市街化区域面積千ha当たり税収により換算すると、他都市平均比較で税収は257億円少ないことになる。
- 市街化区域に多い「宅地」と市街化調整区域に多い「山林」の平均価格を比較すると、2,000倍超（課税標準額ベースで宅地：約38,700円/㎡，山林：約18円/㎡）の差があり、宅地が税収に与える影響は大きい。
- 地価以外にも、市街化区域面積の割合と税収との間には関連があると考えられる。

注）単に市街化区域面積を増加させるとインフラ負担増も伴うことから留意が必要である。

23

【人口等比較】固定資産税②（市民一人当たりの税収（家屋分））

【図14】市民一人当たり固定資産税（家屋）収入額（円）

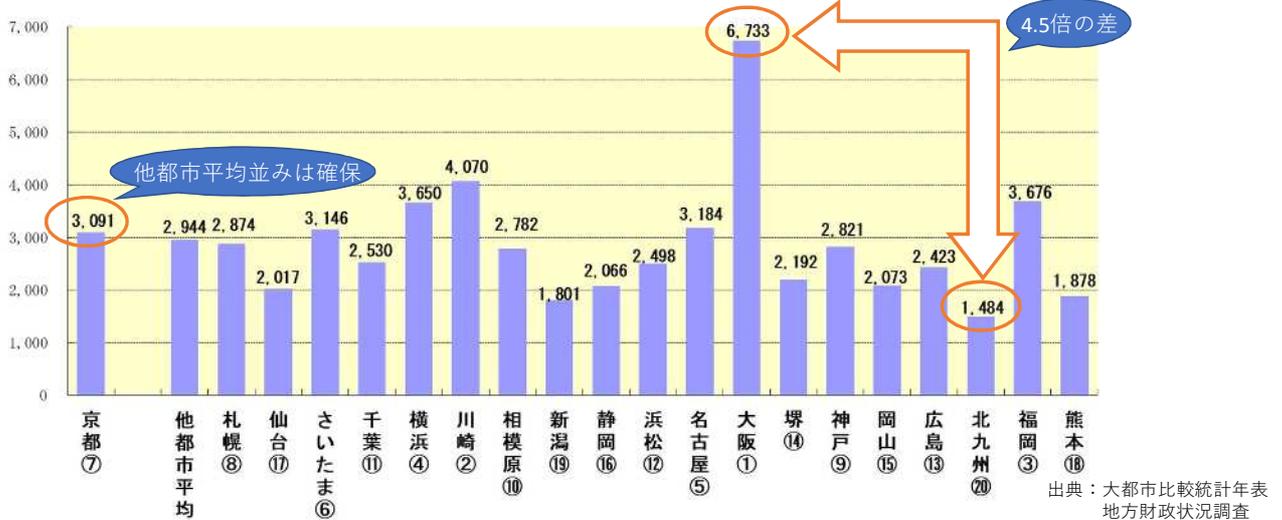


- 本市の市民一人当たりの固定資産税（家屋分）収入額は、20政令指定都市中12位に位置している。
- 他都市平均と比較すると△3,947円となっており、本市人口約147万人で換算すると、固定資産税（家屋分）では約58億円少ない状況にある。

24

【課税客体比較】 固定資産税②(市街化区域面積千ha当たり) 収入額(家屋分)

【図15】 市街化区域千ha当たり固定資産税(家屋) 収入額(百万円)

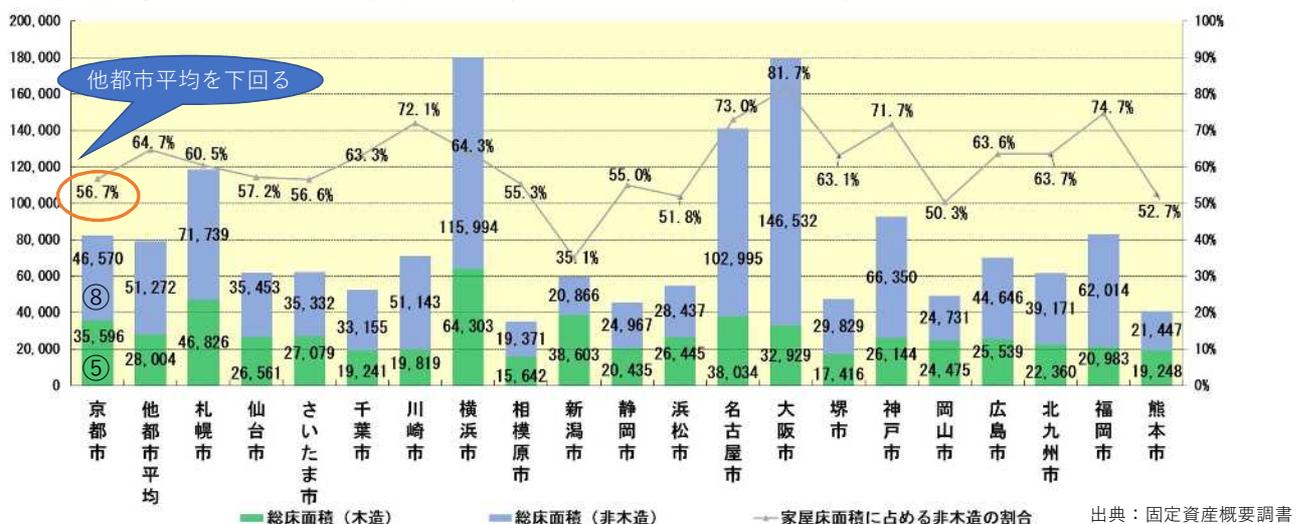


- ▶ 本市の市街化区域千ha当たり税収は7位と中位に位置しており、他都市平均と同程度の税収は確保している。
- ▶ 大阪市と北九州市の差が4.5倍となるなど、都市間の格差が大きく、首都圏や大阪市、福岡市、名古屋市といった地方都市の中でも中心的な都市ほど税収が高い。特に、大阪市は他都市平均の2倍以上の税収となっており、平均水準を引き上げている。

25

【固定資産税(家屋)】 構造分析①

【図16】 主体構造別家屋総床面積と総床面積に占める非木造家屋床面積の割合(千㎡, %)

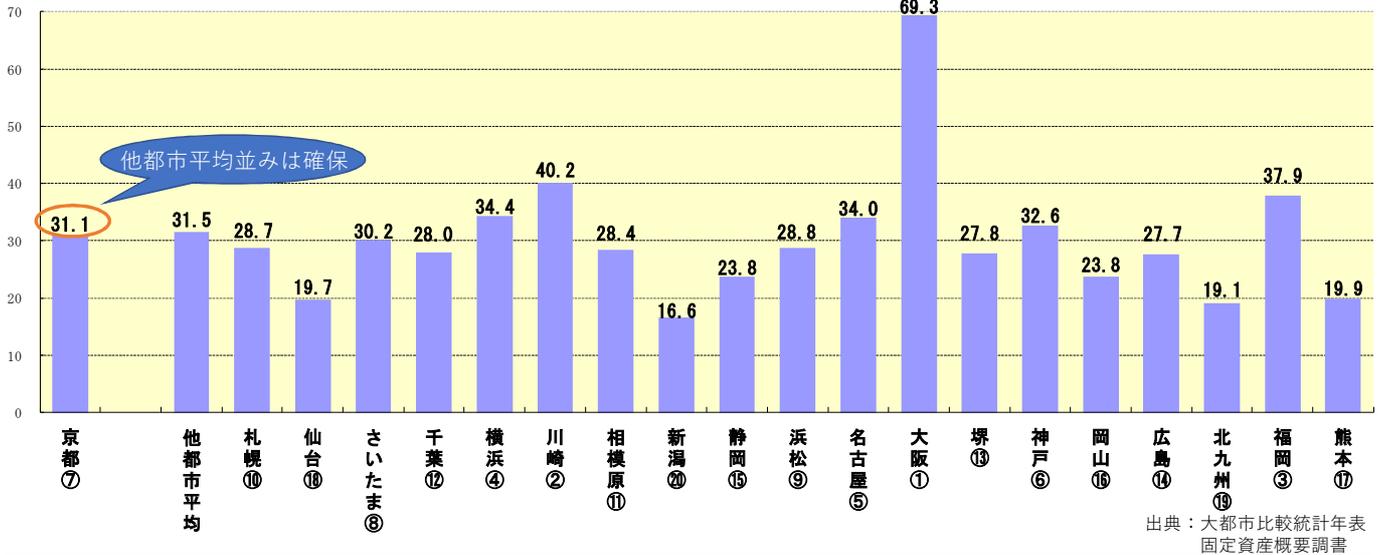


- ▶ 本市では、非木造家屋の総床面積は20政令指定都市中8位で、木造家屋は5位となっている。一方、全体に占める非木造家屋床面積の割合は他都市平均を下回っている。
- ▶ 木造家屋と非木造家屋の新築1㎡当たりの評価額は、非木造家屋の方が高く、住宅・アパートの平均では木造家屋の約1.3倍、事務所・店舗の平均では約1.8倍となっており、税制度上、非木造家屋の方が木造家屋に比べて税収増の効果は高い。

26

【固定資産税（家屋）】構造分析②

【図 1 7】市街化区域面積に占める非木造家屋延床面積の割合（％）

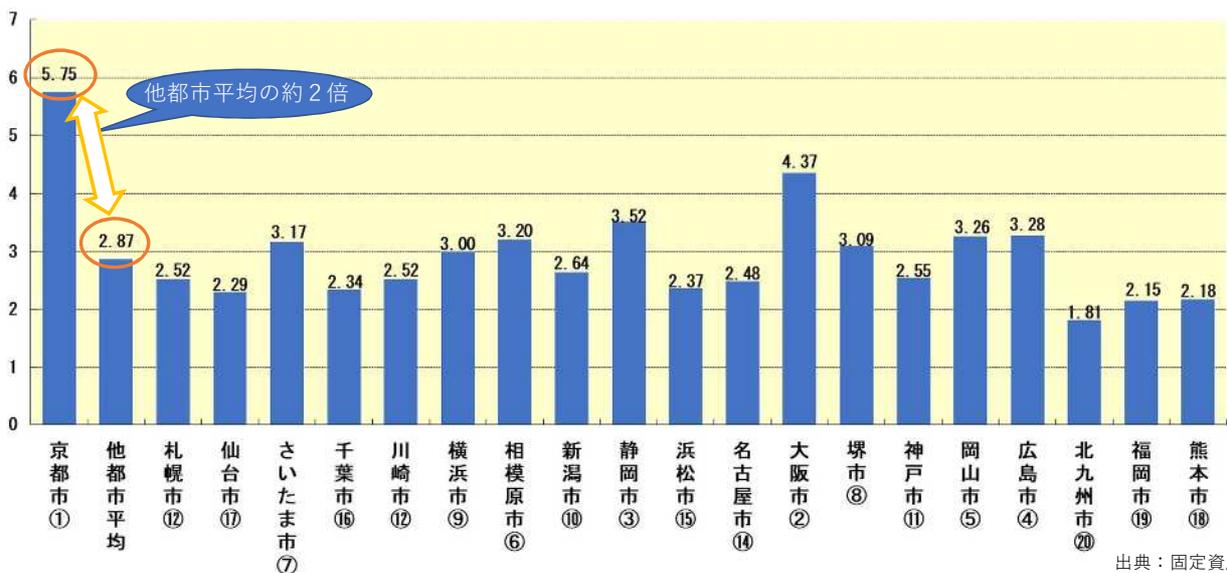


- ▶ 本市における市街化区域面積に占める非木造家屋延床面積の割合については、20政令指定都市中7位に位置しており、市街化区域面積内に他都市と同水準の非木造家屋の延床面積を確保している。
- ▶ 本市の市街化区域内には他都市並みの非木造家屋が建築されているが、市街化区域に占める人口が多く、市民一人当たりの非木造家屋の床面積が少なくなっていることが考えられる。

27

【固定資産税（家屋）】構造分析③

【図 1 8】宅地1,000㎡当たりの木造家屋棟数（棟）

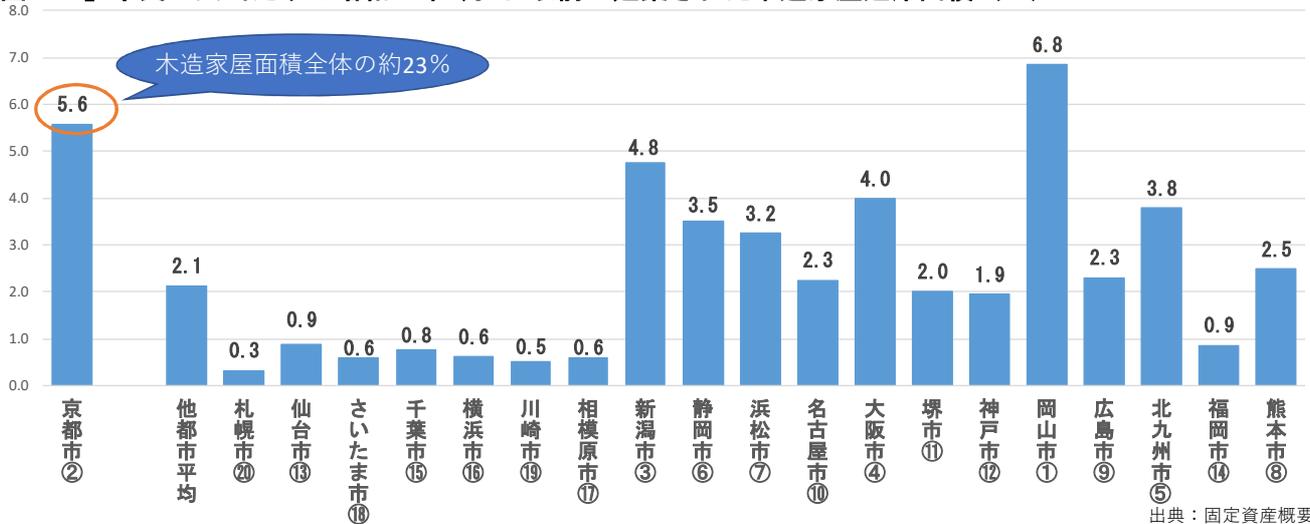


- ▶ 本市における宅地1,000㎡当たりの木造家屋の棟数は、政令指定都市の中で最も多く、他都市平均の概ね2倍となっている。
- ▶ 1棟当たりの利用者数が同じであると仮定すれば、利用者一人当たりのスペースが他都市と比べて狭いことを意味しており、市民一人当たり税収が少なくなる要因の一つであると考えられる。

28

【固定資産税（家屋）】構造分析④

【図19】市民一人当たりの昭和38年1月1日以前に建築された木造家屋延床面積（㎡）



- 本市では、市民一人当たりの昭和38年1月1日以前に建築された木造家屋の延床面積は、20政令指定都市中2位となっており、木造家屋面積全体の約23%を占めている。
- 建築年次が古くなると、課税上でも損耗割合が上限に達している家屋が多くなるため、税制度上、建築年次の新しい家屋の方が古い家屋に比べて税収増の効果は高い。
- 建築年次の古い家屋の割合が高ければ、市民一人当たりの木造家屋床面積が大きくても市税収入は少なくなる。

29

【参考】固定資産税（償却資産）納税義務者1人当たりの税収

【図20】納税義務者一人当たり固定資産税（償却資産）収入額（円）



- 上位の都市はいずれも臨海都市で、臨海都市と内陸都市の他都市平均は203,371円乖離している。臨海都市は工場が集積していることもあるため、納税義務者一人当たりの償却資産が多い傾向にあると考えられる（政令市中、臨海都市16市、内陸都市4市）。
- 臨海都市と内陸都市では傾向が異なり、内陸都市である京都市は、対臨海都市平均で△141,765円（納税義務者換算△21億円）となっており、臨海都市に比べて税収を確保しづらい状況にあると考えられる。

30

参考①法人市民税の比較

31

法人市民税の概要

納税義務者：市内に事務所又は事業所がある法人など

税 率：均等割 法人の資本金等や従業員数に応じて5～300万円

法人等の区分		区内の従業員数（※1）	
		50人以下	50人を超える
資本金等の額（※2）を有する法人	ア 1千万円以下	5万円	12万円
	イ 1千万円を超え、1億円以下	13万円	15万円
	ウ 1億円を超え、10億円以下	16万円	40万円
	エ 10億円を超え、50億円以下	41万円	175万円
	オ 50億円を超える		300万円
資本金（出資金）の額を有しない法人及び公共法人等（一般社団（財団）法人、人格のない社団等） ただし、保険業法に規定する相互会社を除きます。		5万円	

法人税割 6.0%

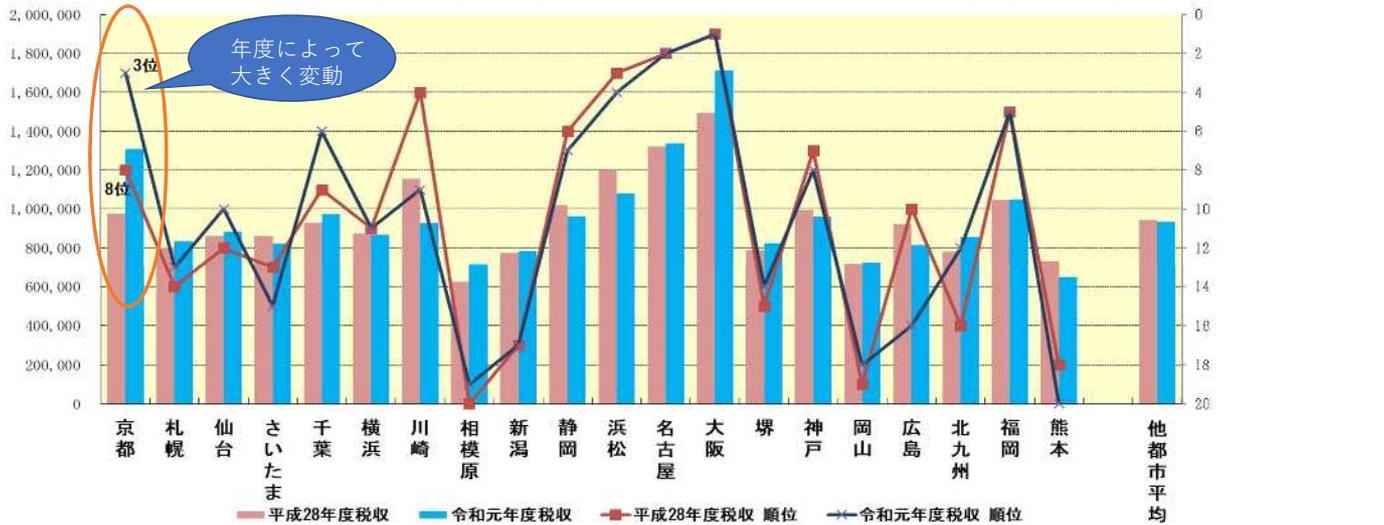
（資本金等の額が3億円超等の法人は2.2%加算）

※当該事業年度中の法人所得に応じた法人税額に上記税率をかける

32

法人市民税（法人税割）の1社当たりの税収

【図2-1】法人市民税（法人税割，標準税率分）の1社当たり（※）収入額の推移（円，位） ※法人税割納税者当たり



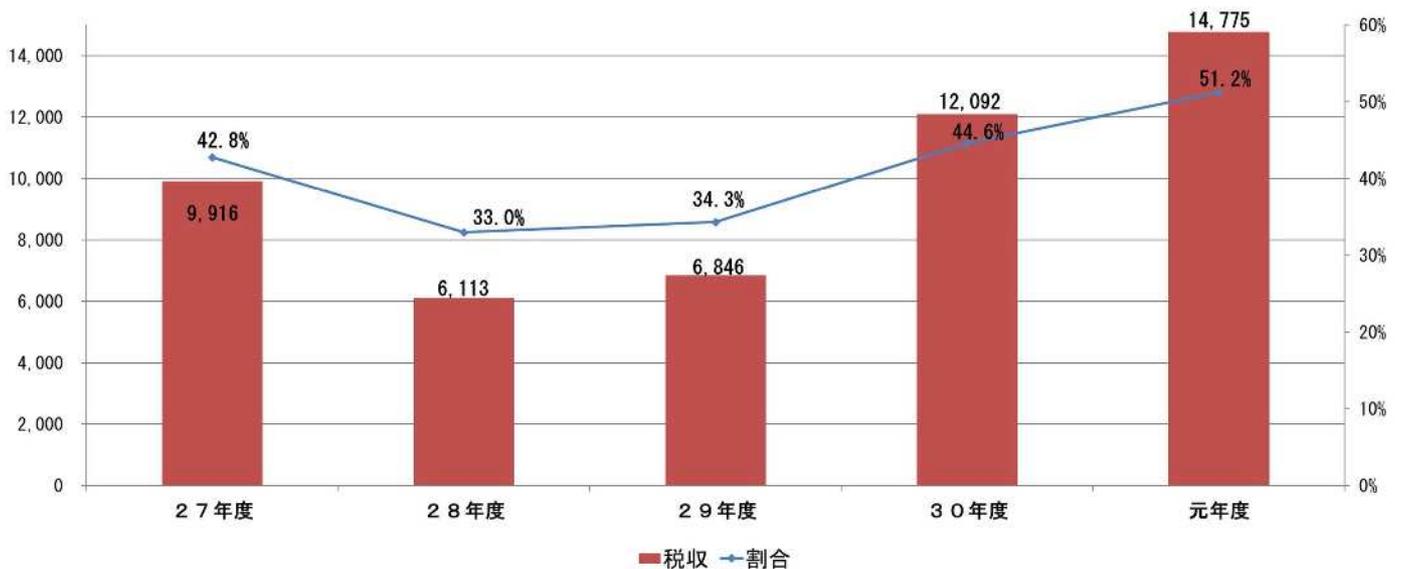
出典：市町村税課税状況等の調査
地方財政状況調査

- 本市は、税収構造上一部企業の業績変動が税収に与える影響が非常に大きいため、年度によって変化が激しく、平成28年度は20政令指定都市中8位であったが、令和元年度は3位となっている。
- 年度による変動が大きいため、他税目と異なり、安定的な税収確保ができる税目とは言えない状況にある。

33

【参考】法人市民税法人税割額の上位企業の占有率の推移

【図2-2】法人市民税法人税割額の上位30社の推移（百万円，%）



- 法人市民税法人税割を納める企業のうち、上位30社が法人市民税割税収全体に占める割合は、令和元年度に50%を超えている。また、年度によっては30%前半まで落ちることもあり、税収の不安定さが見て取れる。
- 法人税割を納める企業は約18,000社であるため、上位0.2%の企業で30%~50%の税額を占めている。

34

参考②その他の他都市比較

35

用語の説明

法定外税：個人市民税や固定資産税など地方税法に定められた税目以外の税目（地方自治体独自の税目）

本市の例：平成30年10月に導入した宿泊税

超過課税：地方税法に定められた標準税率を超えた税率で課税すること

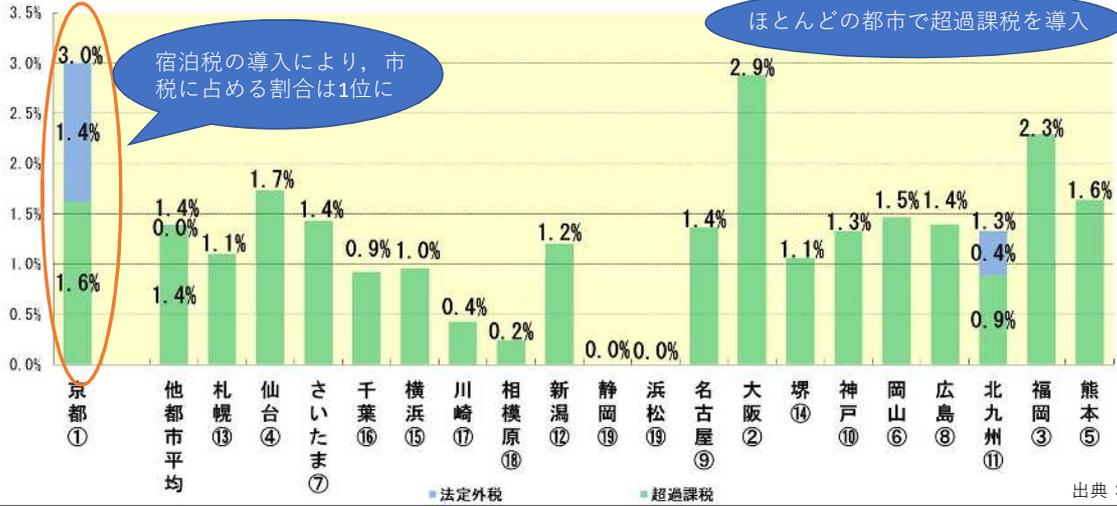
本市の例：対象法人に係る法人市民税法人税割の標準税率に2.2%を加えて課税

徴収率：納めなければならない税額（調定額）に占める納められた税額（納税額）の割合

36

税収に占める法定外税及び超過課税の割合

【図23】市税に占める超過課税及び法定外税の割合（％）



出典：地方財政状況調査

- ▶ 令和元年度においては、2市を除く全ての政令市で超過課税を適用している一方、法定外税を導入しているのは、本市の他に北九州市（環境未来税）のみである。※令和2年度以降は、北九州市、福岡市で宿泊税を導入。
- ▶ 本市においては、超過課税の割合は他都市平均を上回り、政令市中5位となっている。法定外税として導入した宿泊税収を含めると、税収に占める割合は1位となっている。
- ▶ 本市としては、脆弱な税収構造にあっても、施策推進に必要な税収の確保に向けた自治体としての取組はこれまでからも実施しており、引き続き、税財源の在り方の検討を行っていく。

37

【参考①】政令指定都市における超過課税及び法定外税の取組一覧

①超過課税

税目	税率	実施都市名
個人市民税（均等割） 標準税率：3,500円	+900円	横浜市【17億円】（横浜みどり税）
	+400円	神戸市【3億円】（認知症「神戸モデル」の負担額）
法人市民税（均等割） 標準税率：50,000円～3,000,000円	標準税率×1.09	横浜市【11億円】（横浜みどり税）
	標準税率×1.2	北九州市【6億円】（都市高速鉄道等整備基金に積立）、福岡市【12億円】（都市基盤に要する費用）、熊本市【5億円】
法人市民税（法人税割） 標準税率：法人税額の6.0%	+2.4%	仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市
	+2.2%	京都市、札幌市、大阪市、北九州市

※【】については、元年度決算額

②法定外税

税目	都市名	目的	具体的な制度	導入時期
宿泊税	京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	1人1泊について、宿泊料金が 20千円未満のもの 200円 20千円以上50千円未満のもの 500円 50千円以上のもの 1,000円	平成30年10月1日
環境未来税	北九州市	廃棄物処理の適正化やエコタウン事業などの環境施策を積極的に推進するための持続的で安定的な財源の確保	市内の最終処分場で処分する産業廃棄物の埋立量1トンにつき1,000円	平成15年10月1日

※ 福岡市及び北九州市においては、令和2年度から法定外税として宿泊税を導入している。

38

【参考②】 超過課税ができる税目とできない税目

① 超過課税ができる税目

税目		本市の税率		制限税率	
個人市民税	均等割	3,500円	標準税率	なし	
	所得割	8%	標準税率	なし	
法人市民税	法人税割	均等割	5万円～300万円	標準税率	1.2倍
		～26年9月	14.5% (又は12.3%)	超過税率 (標準税率は12.3%)	14.7%
		26年10月～31年9月	11.9% (又は9.7%)	超過税率 (標準税率は9.7%)	12.1%
		令和元年 10月～	8.2% (又は6.0%)	超過税率 (標準税率は6.0%)	8.4%
固定資産税		1.4%	標準税率	なし	
軽自動車税	～平成27年3月	1,000円～7,200円	標準税率	1.5倍	
	平成27年4月～	1,000円～10,800円			
入湯税		宿泊客1人1泊150円	標準税率	なし	
		日帰り客1人1日100円	軽減税率		
宿泊税		宿泊料金1人1泊 2万円未満	(法定外目的税のため 標準税率なし)	なし	
		200円 2万円以上5万円未満			
		500円 5万円以上			

② 超過課税ができない税目

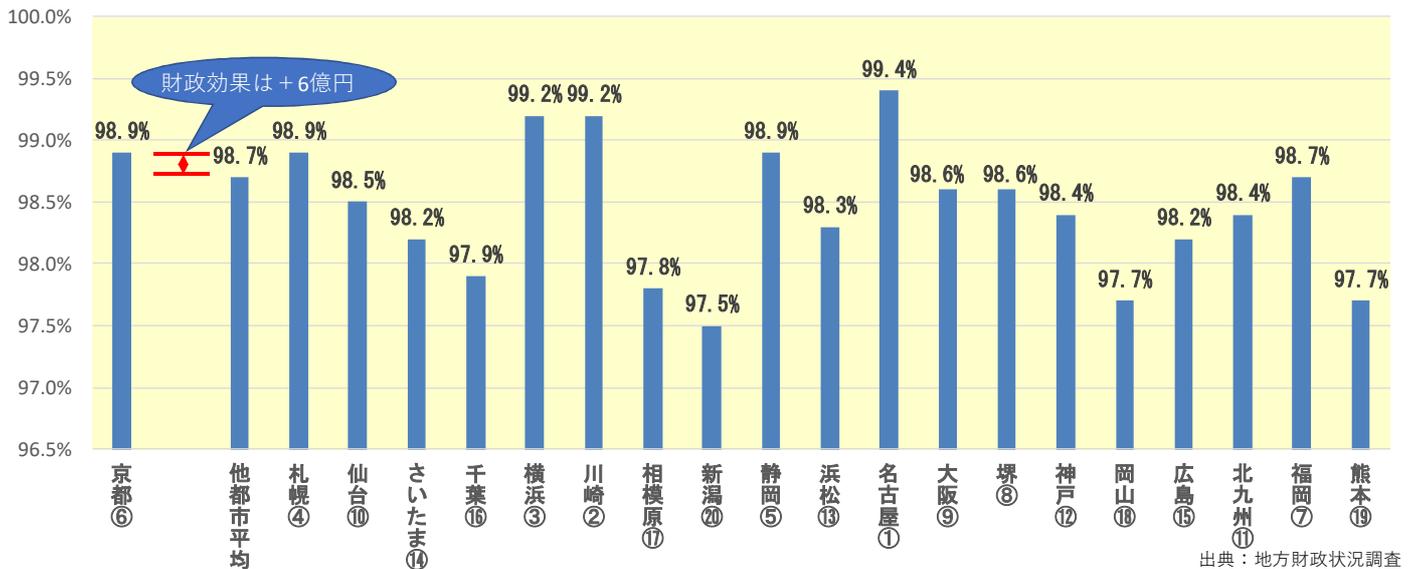
税目	本市の税率	
市たばこ税	1,000本につき5,692円	一定税率
特別土地保有税	土地の所有 1.4% 土地の取得 3%	一定税率
事業所税	資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25%	一定税率
都市計画税	0.3%	制限税率(上限)

※特別土地保有税については現在課税停止中である。

39

市税の徴収率

【図24】 徴収率の状況 (%)



- 本市の徴収率は、98.9%（過去最高⑩99.0%）で他都市と比較すると6位で高い水準にある。
- 本市が政令市で最低であった平成6年度の91.9%と比較すると+7.0ポイントで、財政効果は単年度で約216億円であり、他都市平均の徴収率と比較すると、本市調定額換算で+6億円多い状況にある。

40

まとめ

比較結果のまとめ①

市民一人当たりの比較	他都市順位の動き	課税客体当たりの比較
【個人市民税】 市民一人当たり税収 13位 (対他都市平均△7,839円)		【個人市民税】 納税義務者一人当たり税収 6位 (金額は他都市平均並み)
【固定資産税】 (土地) 市民一人当たり税収 5位 (対他都市平均+3,926円)		【固定資産税】 (土地) 市街化区域面積千ha当たり税収 5位 (対他都市平均+822百万円)
(家屋) 市民一人当たり税収 12位 (対他都市平均△3,947円)		(家屋) 市街化区域面積千ha当たり税収 7位 (金額は他都市平均並み)

比較結果のまとめ②

以上のことから、本市の税収から見る財政構造は、課税客体当たりで低くない負担をいただく一方で、他都市と比べて市民一人当たり税収が少ない（≡独自事業に投じることができる歳出を確保しづらい）構造になっていると推察される。

- 本市としては、持続可能な財政運営に向けて、市民一人当たりの税収を確保するという視点で税収増加策に取り組んでいく必要があると考えている。
- 一方で、税収増加に向けた取組は効果の発現までに期間を要することから、歳出改革も同時に取り組む必要があるのではないかと考えられる。

【参考：個人市民税分析に係る基礎数値】

個人市民税額 (百万円)	推計人口 [R1.10.1付け] (人)	27国勢調査 人口総数 (人)	15歳未満		15歳以上19歳未満		19歳以上23歳未満		23歳以上65歳未満		65歳以上		所得割 納税義務者 (人)
			(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
京都	117,450	1,466,264	1,475,183	11.0	52,736	3.6	83,632	5.7	750,054	50.8	381,132	25.8	632,247
他都市平均	121,456	1,381,109	1,404,512	12.4	51,620	3.7	58,453	4.2	763,440	54.4	337,507	24.0	651,661
札幌	140,989	1,970,052	1,982,356	11.3	68,579	3.5	81,117	4.2	1,085,820	55.6	483,534	24.8	890,260
仙台	90,728	1,090,263	1,082,159	11.9	41,095	3.8	53,825	5.0	579,953	53.6	234,360	21.7	513,969
さいたま	132,820	1,307,931	1,263,979	13.0	49,651	3.9	54,663	4.3	694,965	55.0	284,138	22.5	641,860
千葉	90,718	980,203	971,882	12.6	37,161	3.8	39,186	4.0	521,233	53.6	238,213	24.5	468,119
横浜	409,323	3,748,781	3,724,844	12.6	139,608	3.7	153,276	4.1	2,075,407	55.7	865,490	23.2	1,877,363
川崎	172,752	1,530,457	1,475,213	12.5	49,505	3.4	64,890	4.4	858,581	58.2	279,482	18.9	800,048
相模原	60,951	722,828	720,780	12.3	27,476	3.8	34,810	4.8	392,535	54.5	171,040	23.7	352,220
新潟	56,017	796,500	810,157	12.1	30,887	3.8	33,638	4.2	424,290	52.4	217,107	26.8	373,618
静岡	57,004	691,185	704,989	12.1	26,351	3.7	24,363	3.5	364,752	51.7	200,229	28.4	338,000
浜松	65,143	791,770	797,980	13.5	30,276	3.8	25,307	3.2	41,852	52.4	208,355	26.1	388,384
名古屋	230,106	2,327,557	2,295,638	12.3	81,604	3.6	94,983	4.1	1,253,208	54.6	545,210	23.7	1,127,428
大阪	212,002	2,740,202	2,691,185	11.0	87,470	3.3	104,377	3.9	1,490,951	55.4	688,698	24.8	1,224,566
堺	60,156	827,971	839,310	13.5	32,686	3.9	31,499	3.8	431,781	51.4	224,064	26.7	357,913
神戸	126,419	1,522,944	1,537,272	12.0	57,001	3.7	62,695	4.1	802,271	52.2	411,427	26.8	679,600
岡山	54,224	720,865	719,474	13.5	29,141	4.1	33,812	4.7	372,522	51.8	175,013	24.3	327,760
広島	100,919	1,199,365	1,194,034	13.9	47,104	3.9	46,106	3.9	637,178	53.4	279,311	23.4	568,352
北九州	63,698	940,141	961,286	12.4	35,910	3.7	36,243	3.8	477,244	49.6	277,120	28.8	410,419
福岡	132,213	1,592,657	1,538,681	13.0	57,647	3.7	77,371	5.0	861,383	56.0	312,331	20.3	720,683
熊本	51,490	739,393	740,822	14.0	31,359	4.2	31,664	4.3	389,799	52.6	177,325	23.9	320,991

※特に年度等の記載がない場合、令和元年度ベースの数値

【参考：固定資産税分析に係る基礎数値】

固定資産税額 (土地) (百万円)	固定資産税額 (家屋) (百万円)	市域面積 (km ²)	市街化区域 面積 (千m ²)	木造家屋 床面積 (千m ²)	木造家屋 総棟数 (棟)	非木造家屋 床面積 (千m ²)	非木造家屋 総棟数 (棟)	木造S381.1 以前面積 (千m ²)
京都	48,393	46,300	827.8	35,596	473,617	46,570	162,021	8,188.2
他都市平均	40,160	49,062	588.6	28,004	285,411	51,272	118,384	2,945.9
札幌	31,827	71,905	1,121.3	46,826	349,314	71,739	161,038	649.1
仙台	26,293	36,316	786.3	26,561	235,779	35,453	82,066	950.8
さいたま	39,338	36,807	217.4	27,079	253,516	35,332	81,153	787.9
千葉	22,000	32,587	271.8	18,294	190,504	33,156	57,646	744.5
横浜	113,663	123,146	435.4	64,303	610,492	115,994	241,065	2,307.0
川崎	51,003	51,797	144.4	19,819	186,404	51,143	94,505	792.9
相模原	19,309	18,975	328.9	15,642	152,860	19,371	44,822	441.3
新潟	17,927	23,244	726.5	38,603	315,113	20,866	53,077	3,798.0
静岡	23,191	21,640	1,411.9	20,435	241,321	24,967	99,624	2,418.5
浜松	18,749	24,661	1,558.1	26,445	247,372	28,437	104,022	2,568.7
名古屋	94,066	96,343	326.5	38,035	374,917	102,995	239,198	5,244.3
大阪	113,860	142,374	225.2	32,929	460,906	146,532	304,365	10,925.8
堺	22,588	23,506	149.8	17,416	197,959	29,829	65,007	1,664.4
神戸	37,509	57,447	557.0	26,144	254,814	66,350	152,215	2,960.5
岡山	17,135	21,538	790.0	24,475	290,507	24,731	95,428	4,937.1
広島	31,636	39,032	906.7	25,539	281,220	44,646	116,988	2,769.6
北九州	46,100	30,467	492.0	22,360	216,803	39,171	78,283	3,558.3
福岡	46,100	60,127	343.4	20,983	199,144	62,014	72,943	1,375.9
熊本	15,396	20,268	390.3	19,248	175,649	21,447	62,223	1,835.0

※特に年度等の記載がない場合、令和元年度ベースの数値

参考資料① 本市が過去に導入した法定外税

税目	適用期間		課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率(廃止時)	単年度 税収 (百万円)	廃止理由
	適用日	期限							
商品切手発行税	S25.9.1	H6.3.31	商品切手発行 行為	商品切手発行 行高	商品切手発行 者	申告納付	3%	542	・類似証券の多様化 ・全国的な廃止の流れ ・消費税との二重課税
広告税	S27.7.1	H1.3.31	広告(出版物 等は除く。)	広告料金	広告主	特別徴収と 普通徴収	広告の種別による (例) ・電車吊広告10% ・立看板1個50円 ・ネオン看板1.66 m300円	121	・広告媒体の多様化 ・客体補足の限界
犬税	S30年度分	S48年度分	生後91日以上 の犬	頭数	所有者・取得 者	普通徴収	360円	12	・財政効果薄弱 ・税制の整理合理化
文化観光施設税	S31.10.13	S39.4.12	有料文化観光 行為	回数	文化観光財鑑 賞者	特別徴収	10円	118	・時限付き条例
文化保護特別税	S39.9.1	S44.8.31	有料文化鑑賞 行為	回数	文化財鑑賞者	特別徴収	10円	147	・時限付き条例
古都保存協力税	S60.7.10	S63.3.31	有料文化鑑賞 行為	回数	文化財鑑賞者	特別徴収	50円	840	・市民生活をはじめと する本市の経済文化 活動への影響

※ 税収は、廃止される直近年度で、1年度にわたり課税された年度の調定額による。

1

「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」答申のポイント

1 京都に求められる役割

京都ならではの歴史や自然・文化を守り、創造し未来へ引き継ぐという役割
⇒都市の品格と魅力を高めていくため、様々な取組の更なる推進が必要

2 新たな財源確保の必要性・負担の在り方

入洛客の増加等により、受入環境整備や交通渋滞対策などの課題
⇒市民生活にまで影響を及ぼすものも

➡ 行政サービスの一層の充実を図るため、受益と負担の関係から、入洛客にも一定の負担を
求めることには合理性がある

3 新たな財源の使途

市民及び入洛客双方の満足度を高めるような施策

(観光受入環境の整備のほか、文化の振興、景観の保全・再生、歩くまち・京都の推進 など)

4 新たな税の具体的な検討

- | | |
|-----------------|--|
| ① 駐車場への駐車に対する課税 | ●対象施設:駐車場の把握や対象区域の特定などが非常に困難
●納税者:入洛客だけでなく、多くの市民や事業者の方々も対象となる |
| ② 宿泊に対する課税 | ○対象施設・納税者:宿泊施設及び宿泊客の把握が可能で、実現性が高い |
| ③ 別荘の所有に対する課税 | ●対象施設:別荘に該当するものの定義や別荘の把握が非常に困難 |

駐車場への駐車に対する課税(①)及び
別荘の所有に対する課税(③)は引き続き検討

宿泊に対する課税(②)を導入すべき

【制度イメージ】

- ・対象施設:宿泊施設の形態(ホテル・旅館・簡易宿所(民泊を含む))にかかわらず対象
- ・納税者:宿泊料金にかかわらず、全ての宿泊客を対象(高額な宿泊料金の宿泊にはその負担能力に見合った税額に)
- ・軽減措置:修学旅行生は税を免除

(参考) 京都市宿泊税の概要

目的	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
納税義務者	旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊者 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
税率	1人1泊について、宿泊料金が 20千円未満のもの 200円 20千円以上50千円未満のもの 500円 50千円以上のもの 1,000円
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者）
申告納入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
施行日	平成30年10月1日
税収規模	4,201百万円（令和元年度決算）
その他	市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

3

(参考) 「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」の検討

概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊税に続く新たな財源確保に向け、セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方など、課税自主権の更なる活用に向けた検討を進めるため、本市の附属機関として「持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置 ○ 当面は喫緊のテーマである「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」について検討

スケジュール
<p>令和2年 8月 第1回開催 10月 第2回開催 12月 第3回開催</p> <p>※ 年度内に計5回開催し、答申を取りまとめる予定</p>

(参考) 検討委員会委員名簿（任期：～令和4年8月）

○常任委員（8名）

川勝 健志	京都市立大学副学長、公共政策学部教授
佐々木 栄美子	税理士
◎田中 治	同志社大学法学部教授
内藤 郁子	特定非営利活動法人京都景観フォーラム理事長
○西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授
増田 寿幸	京都信用金庫顧問
山内 康敬	株式会社京都新聞社代表取締役社長
米島 小晴	市民公募委員

○特別委員（6名）

神本 文子	一般財団法人日本不動産研究所京都支所長
櫻井 啓孝	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部長
佐藤 由美	奈良県立大学地域創造学部教授
苗村 豊史	公益社団法人京都府宅地建物取引業協会常務理事
西村 孝平	一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会副理事長
吉村 洋幸	公益社団法人全日本不動産協会京都府本部副本部長

※ ◎：委員長，○：副委員長

4

～混雑対策・分散化～

「とっておきの京都」プロジェクト



手ぶら観光の推進



市バス「前乗り後降り方式」の拡充
(急行100号系統に続いて 急行102号系統に導入)



京都駅八条口駅前広場運営
(JR京都駅八条口)



石畳風舗装・照明灯の更新 (下河原通)



駅等のバリアフリー化の推進
(嵐電北野白梅町駅)



～民泊対策～

違法の疑いがある 2,633 施設の調査・指導
⇒99%に当たる 2,629 施設が営業中止等適正化



防火対策の推進
(京の宿泊所防火研修)



～宿泊事業者支援・宿泊観光推進～

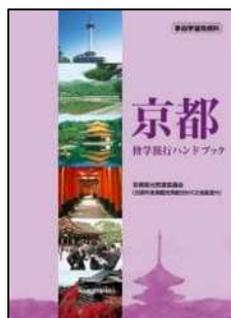
RYOKAN ブランドの魅力発信



従業員向け歴史・文化体験研修の実施



修学旅行生誘致に向けた取組の充実



「夜観光」の魅力アップによる
「宿泊観光」の推進



～受入環境整備～

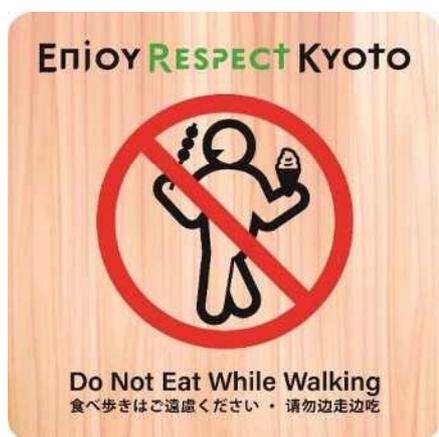
観光客等帰宅困難者対策
(一時滞在施設への避難誘導訓練)



帰宅支援サイトのリニューアル



マナー啓発



119番通報等における多言語通訳体制



バスターミナルのミスト設置



～国内外への情報発信～

京都観光オフィシャルサイトの改修
(外国人観光客向けHPリニューアル)



観光と文化をテーマとした国際会議
第4回京都会議の開催

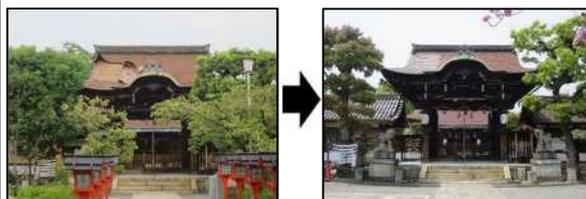


～京都ならではの文化振興・美しい景観の保全～

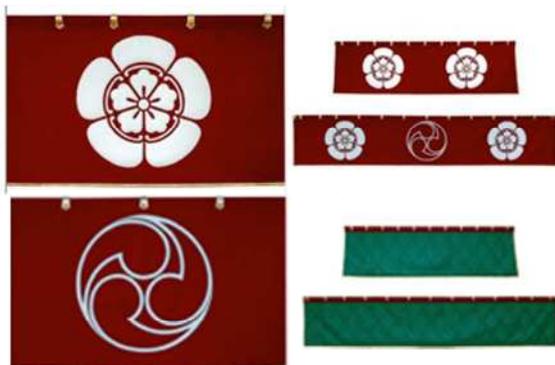
「新景観政策」の更なる進化
(三条大橋での社会実験)



文化財の修繕経費助成
(市指定文化財・六孫王神社)



伝統行事助成
(祇園祭山鉾修理)



岡崎地域の活性化の推進
「岡崎ときあかり」



無電柱化の推進 (先斗町)



雨庭整備事業 (四条堀川)



参考資料② 京都市税制研究会最終報告書（平成16年8月）における提案内容に関する取組状況

1 法定外税

分野(課税対象等)	要 点	取組の状況	
景観保全 (職住共存地区の まちなみ再生事 業のための税)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 高層マンションの建築主に税負担を求めることは、結局は入居者に転嫁され、一部の住民のみに特別な負担を強いることになり、不公平である。 ◇ まちづくりのための税ならば、広く地域住民に負担を求めるべき。 ◇ 町家等のまちなみ資源が、住民全体にとって共同で維持改修すべき共通の財産と認知されているかどうかが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定外税に関する検討は行っていない。 ○ 平成30年10月から導入した宿泊税において、景観保全を用途のひとつとしている。 ※ 税制研究会最終報告書の後、本市において、平成19年9月から新たな景観政策を実施している。 	
観光振興	観光都市整備 (宿泊税)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 宿泊者は長時間滞在するため、京都市の行政サービスをより多く受けていると考えられ、担税力も認められる。課税捕捉も容易である。 ◇ 課税をしても、経済的理由から宿泊地を変えることは考えにくい。 ◇ しかし、観光客に満足を与える施策をしなければ、観光都市としての魅力を損なうことにもなりかねない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」からの答申(平成29年8月)に基づき、平成30年10月から宿泊税を導入した。
	文化財保護	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 文化財保護に要する費用は京都市の特別の財政需要であり、手厚い文化財保護施策を行うのであれば、将来的には検討の余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年10月から導入した宿泊税において、文化財保護を用途のひとつとしている。
	観光客誘致 (事業者課税)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 観光と関わりの深い事業者は、観光団体を通じ、又は個別に、観光振興に係る事業に主体的に関わるとともに、経済的負担も負っている。 ◇ 今後、特別な諸施策を講じるのでなければ、現在の京都市の施策や事業の範囲においては、特に必要性は見い出せない。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 平成30年10月から導入した宿泊税は、宿泊事業者を特別徴収義務者としている。

分野(課税対象等)	要 点	取組の状況	
環境保全	CO2削減 (炭素税)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 全国的規模での導入を想定して国で検討中。課税捕捉も困難であり、京都市単独で導入する実益は乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定外税に関する検討は行っていない。 ※ 京都府において産業廃棄物税が導入されている(平成17年度から)。 ※ 国において、平成24年10月1日から、地球温暖化対策のための税として、石油石炭税の引上げを段階的に実施
	一般廃棄物削減	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 受益と負担の関係が相当明確であるので「税」より「料金」が適当 	
	産業廃棄物削減	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市内で埋立処分される廃棄物は一部に過ぎず、多くが市外に流出しており、府県レベルの広域的取組が必要である。(府は平成16年3月に産業廃棄物に係る新税の条例を議決) 	
	ディーゼル車 大気汚染抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 主に運輸・流通業の車両が対象となるため、広域的取組が必要であり、京都市単独で課税するには適さない。 	
交通政策	交通誘導 (観光地の駐 車場課税)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 交通需要管理の一施策として検討の余地がある。 ◇ 地元事業者等を通じて歩いて観光する人に税収入を還元することも考えられ、地域の活性化・魅力向上に繋がる可能性がある。 ◇ 地元住民や事業者等の参加と協力が不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」からの答申(平成29年8月)において、駐車場への駐車への新たな負担について、技術革新によって、今後、負担の求め方の選択肢が広がる可能性もあり、税を活用することがふさわしいかどうか、引き続き検討すべきであるとされた。 ○ 市内の自動車流入量・自動車分担率が年々減少する中、直ちにロードプライシングを導入する状況にないものの、ICT技術の今後の発展を見据え、料金徴収に係る技術面の課題や道路法の制約について、国の動向など情報を収集している。
	交通環境整備 (一般駐車場 課税)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 交通環境の整備に向け、その費用の一部を自動車利用者に負担を求めることは、中長期的に検討に値する。 ◇ 影響が広く及ぶだけに、市民的理解が不可欠である。 	
	自動車の市内 流入抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 京都市では課税技術的に導入が困難である。 ◇ 都心迂回のための代替道路も必要であり、導入環境が整っていない。 	
その他	ペット	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ペットの多様化、課税捕捉の困難さや、過去に「犬税」が廃止された経緯を考慮すると、導入する理由はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定外税に関する検討は行っていない。
	放置自転車	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 徴収上の困難さがある。駐輪場が不足している地域があるなど、税のみで解決できる問題ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定外税に関する検討は行っていない。
	パチンコ (風俗営業)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 特定の業種に負担を強制することは適当でない。 ◇ 過去に娯楽施設利用税が廃止された経過等も考慮すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定外税に関する検討は行っていない。

2 超過課税

税 目		要 点	取組の状況
個人市民税	均等割	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 税率が低く、広く負担を分かち合うという均等割の意義を十分に果たしていない。 ◇ 京都市が単独で適正水準まで引き上げようとする、突出し、周辺の市町村との均衡を失する。 ◇ 根本的には、法律改正で税率水準の抜本的見直しが行われるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」において、個人市民税均等割を含む定額課税について、適切な見直しを行うよう、指定都市共同で国に要望を行っている。 ※ 京都府において、個人府民税均等割の超過課税として、平成28年度から「京都府豊かな森を育てる府民税」(+600円)を実施している。
	所得割	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 社会保険料等も含めた国民負担全体を考慮する必要がある。 ◇ 所得割への過度の依存は、勤労世帯に負担が集中し、世代間で不公平になる。 ◇ 個人所得課税(各種控除、税率等)に係る抜本的な見直しが論議されており、京都市単独で超過課税をすべき時期にはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 超過課税に関する検討は行っていない。 ※ 個人市民税所得割の税率については、平成19年度分から一律6%とされた。なお、平成30年度分からは、指定都市の税率は一律8%とされている。
法人市民税	均等割	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 既に法人税割の超過課税を実施しており、法人ばかりに負担を求めるのは不公平である。 ◇ 赤字法人にも応分の負担を求め、税収の安定化を図るという観点からは、意義が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」において、個人市民税均等割を含む定額課税について、適切な見直しを行うよう、指定都市共同で国に要望を行っている。
	法人税割	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 既に超過課税を実施している。 ◇ 一部の法人に更なる負担を求めるのは不相当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和51年度から超過課税を実施しており、現在は、資本金3億円超等の法人を対象に、標準税率+2.2%(税率8.2%)としている。
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村税の基幹的な税目であり、充実確保が図られるべき。 ◇ 超過課税をすれば財政効果も大きい。 ◇ しかし、多くの非課税措置や京都市独自の軽減措置があるなど、現行の制度に不公平感が持たれている。まずは、本市独自の軽減措置の見直しが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 超過課税に関する検討は行っていない。 ※ 現在検討中の「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」については、固定資産税の超過課税ではなく、法定外税として創設する方向で取組を進めることとしている。

3

税 目	要 点	取組の状況
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 税率が低いので、超過課税をしても過重な負担になるとは言えないが、制限税率があるため、税収に占める徴税費用の割合が高いという問題の根本的解決にはならない。 ◇ 自動車税との比較からしても、法律改正で税率の引上げが行われるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定都市共同で国に要望した結果、平成27年度税制改正において、平成27年4月1日以降に取得した軽自動車等について、現行の約1.25倍から約1.5倍に税率を引き上げる改正が行われた。(例：四輪以上の乗用自家用 7,200円→10,800円)

3 市税の軽減措置の見直し

税 目		要 点	取組の状況
個人市民税	所得割失格減免	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 個人市民税均等割は、所得割より非課税となる所得水準が低く設定されているが、京都市では、所得割が課税されない者に対して均等割も全額減免している。 ◇ 均等割の応益的な役割や、所得割が課されない場合でも均等割は極力負担すべきであるとする地方税法の要請にかんがみると、この減免は、廃止することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得割失格者減免及び少額所得者減免を令和6年度から廃止する等の市税条例の改正を行った(令和2年11月25日公布)。(増収額：約1億5千万円)
	少額所得者減免	<ul style="list-style-type: none"> ◇ この制度は、低所得者の市民税を軽減するために創設されたが、法レベルの低所得者に対する均等割非課税制度が創設された結果、存在意義を失っており、廃止することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得割失格者減免及び少額所得者減免を令和6年度から廃止する等の市税条例の改正を行った(令和2年11月25日公布)。(増収額：約1,700万円)
	その他の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 社会情勢の変化に応じた検討は常に必要である。また、納税義務を承継した者が納付困難となった場合の減免措置など、運用基準が曖昧なものは、制度の改正も含め、厳に公平な運用に努めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税義務承継者に係る減免措置については、令和3年度から廃止する規則改正を行った。 ○ 国の税制改正に伴い、令和3年度から、所得要件を10万円引き上げ、ひとり親を対象に追加する条例改正を行った。

4

税 目		要 点	取組の状況
法人市民税	公益法人等に対する軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 京都市においては、民法第 34 条に規定する法人（いわゆる公益法人）や宗教法人、学校法人に対して、収益事業の有無にかかわらず、一律に軽減措置を講じている。 ◇ 京都市の行政サービスを受けている以上、公益法人等も法人市民税を負担するのが原則であり、法律上の優遇措置に加えて京都市独自の軽減措置を講じることは、同種の事業を行う普通法人との中立性を損なうものである。 ◇ 収益事業を行う公益法人等に対する軽減措置は、廃止することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 15 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から廃止した。 (増収額：約 5 千万円)
	特別法人等に対する軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 京都市は、特別法人（農業協同組合、消費生活協同組合、商工組合等）及び企業組合について、均等割の 7 割を減免しているが、特別法人等の多くは、特定の者の利益のために活動し、担税力もあることから、一般の法人からすると不公平感が強い制度となっている。 特別法人等は、法人税額も軽減される場合があり、京都市独自の措置は必要ないと思われることから、公益法人等に対する軽減措置と同様、廃止することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 15 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から廃止した。 (増収額：約 1 億 1 千万円)

5

税 目		要 点	取組の状況
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 固定資産税は、土地・家屋・償却資産の所有者が、その所有する資産の価値に応じて負担する物税であり、所有者の事情は考慮しないのが原則であるが、高い公益性が認められるもの等に対して、又は政策上の理由により、一定の軽減措置が講じられている。これらの軽減措置による減収額は、京都市において、年間 10 億円近くにのぼっている。 ◇ 現行の軽減措置の中には、社会情勢の変化により必要性が稀薄になっているものや、類似の固定資産の取扱いと比較して不公平となったもの、補助金など税以外の手段によることが適当と考えられるものなどが認められる。 ◇ 固定資産税は、所有者の異動や固定資産の利用状況の変化が比較的少なく、軽減措置が既得権益化しやすいが、上記のような視点から、すべての軽減措置について、その内容を再点検すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別に規定していた軽減措置について見直しを行い、合計 5 億 3000 万円（注）の増収があった。 (注) 単年度の増収額の合計。固定資産税の軽減措置の見直しに伴う都市計画税の増収を含む。
都市計画税		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市計画税は、固定資産税と同じ割合で減免されるのが原則となっているが、新築の住宅用家屋に係る法律上の減額措置は、対象が固定資産税に限られている。このため、京都市は、都市計画税も同様に減免する独自の措置を講じている。 ◇ 固定資産税の新築減額の存在意義にも疑問があるうえ、京都市がこのような独自の措置を採るべき理由は乏しい。また、この制度の認知度の低さや、1 件当たりの減免額がそう大きくないことからすると、その効果にも疑問がある。現在、新築減免による減収は、年間約 4 億 3000 万円にのぼっているが、都市計画事業費と比較して都市計画税収が不足している現状にかんがみれば、この減免措置は、廃止することが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 16 年度以後の新規適用分から廃止した。 (増収額：約 4 億円)

※増減収額については、単年度影響額である。

6

参考資料③ マンション・ホテルや観光客等の動向と市税収入の状況

→インバウンド最繁期間

項目	単位	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
観光客 (A)	十万人	437	455	473	484	494	502	469	496	(496)	(496)	516	556	568	552	536	528	535
マンション (B)	千戸	279	(279)	(279)	(279)	(279)	317	(317)	(317)	(317)	(317)	336	(336)	(336)	(336)	(336)	355	(355)
ホテル (C)	戸	121	122	123	126	129	131	134	135	141	145	153	162	163	182	211	(211)	(211)
市税収入 (D)	億円	2,342	2,298	2,421	2,497	2,609	2,664	2,525	2,452	2,486	2,427	2,444	2,521	2,530	2,516	2,557	2,673	2,770
個人市民税	億円	653	633	669	734	823	836	835	777	764	784	789	800	820	835	849	863	1,175
法人市民税	億円	261	241	322	386	401	429	292	264	285	257	254	301	285	240	255	329	342
固定資産税	億円	1,017	1,016	1,025	981	990	1,003	1,007	1,016	1,028	985	992	1,009	1,014	1,027	1,040	1,049	1,072
宿泊税 (H30導入)	億円																15.4	42.0
観光客10万人当たり市税収入【(D)/(A)】	億円	5.4	5.1	5.1	5.2	5.3	5.3	5.4	4.9	5.0	4.9	4.7	4.5	4.5	4.6	4.8	5.1	5.2
マンション1戸当たり市税収入【(D)/(B)】	億円	0.9	0.9	1.2	1.4	1.4	1.4	0.9	0.8	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0
ホテル1戸当たり市税収入【(D)/(C)】	億円	8.4	8.3	8.3	7.8	7.7	7.7	7.5	7.5	7.3	6.8	6.5	6.2	6.2	5.6	4.9	5.0	5.1

※ () 内の数値は、当該年度に調査がないため、直近の調査値で仮置きしたもの
 ※市税収入は、府教職員給与費移管の影響を除く

観光客 : 京都市外在住で、通勤、通学以外の目的で京都市を訪れた人数
 (~H22年「京都市観光調査年報」、H23年~「京都観光総合調査」)
 マンション : 中高層(3階以上)で分譲・共同住宅、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋
 コンクリート造・鉄骨造りの住宅、(国交省「住宅・土地統計調査」)
 ホテル : 旅館業法の許可ホテル数(京都市統計白書)

